

議案第 4 6 号

山都町公民館条例の一部改正について

山都町公民館条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 9 年 6 月 8 日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

馬見原公民館大ホールの使用料について、町内の他の公民館施設の使用料との均衡を図る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

山都町公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町公民館条例の一部を改正する条例

山都町公民館条例（平成17年山都町条例第72号）の一部を次のように改正する。

別表第3馬見原公民館の部大ホールの項中「2,700円」を「1,080円」に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

山都町公民館条例(平成17年山都町条例第72号)新旧対照表

現行	改正後（案）
別表第3(第13条関係) 【別記1 参照】 (注) 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。	別表第3(第13条関係) 【別記1 参照】 (注) 表の金額は、消費税相当分を加えた総額表示である。

【別記1】

現行

公民館名	使用料(1時間当たり)		冷暖房費 (1時間当たり)	備考
山都町中央公民館	大研修室	610円	300円	1 使用料及び冷暖房費の 単価は、1時間未満は、引 き上げる。 2 町外利用者の場合は、使 用料を2倍とする。
	視聴覚室	410円	300円	
	器具利用の場合 (1台につき1日 640円)			
	調理室	410円	300円	
	調理台利用の場合(1台につき1日 130円)			
	研修室 I・II	250円	200円	
	和室	300円	200円	
清和山村基幹集落センター	山都町清和山村基幹集落センター条例(平成17年山都町条例第119号)第8条の規定を適用する。			
馬見原公民館	大ホール	2,700円	530円	
	中会議室	210円	310円	
	小会議室	210円	310円	
	中和室	210円	160円	
	小和室	210円	160円	
	調理・実習室	540円	310円	
	全館使用	3,780円	1,610円	

改正後（案）

公民館名	使用料(1時間当たり)		冷暖房費 (1時間当たり)	備考
山都町中央公民館	大研修室	610円	300円	1 使用料及び冷暖房費の 単価は、1時間未満は、引 き上げる。 2 町外利用者の場合は、使 用料を2倍とする。
	視聴覚室	410円	300円	
	器具利用の場合（1台につき1日 640円）			
	調理室	410円	300円	
	調理台利用の場合(1台につき1日 130円)			
	研修室 I・II	250円	200円	
	和室	300円	200円	
清和山村基幹集落センター	山都町清和山村基幹集落センター条例(平成17年山都町条例第119号)第8条の規定を適用する。			
馬見原公民館	大ホール	1,080円	530円	
	中会議室	210円	310円	
	小会議室	210円	310円	
	中和室	210円	160円	
	小和室	210円	160円	
	調理・実習室	540円	310円	
	全館使用	3,780円	1,610円	